

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

令和元年10月より

5年ごとの更新制

が導入されています。

- ◎ 指定給水工事事業者の資質の維持・向上を目的に水道法の改正により、**指定給水装置工事事業者制度に更新制度が導入**されています。
- ◎ 指定の有効期限が、無期限から**5年間**となり、**更新手続きがされない場合は失効となります。**
- ◎ 平成25年3月31日以前に指定を受けている事業者のみなさまは、**指定を受けた時期により、初回の更新期限が異なります**ので、ご注意ください。

弟子屈町で指定を受けた日	初回更新の期限
平成10年4月1日 ~ 平成11年3月31日	令和2年9月29日
平成11年4月1日 ~ 平成15年3月31日	令和3年9月29日
平成15年4月1日 ~ 平成19年3月31日	令和4年9月29日
平成19年4月1日 ~ 平成25年3月31日	令和5年9月29日
平成25年4月1日 ~ 令和元年9月30日	令和6年9月29日

指定の更新の要件は、新規指定と同様です。

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具を所持している
- ③ 水道法第25条の3の欠格要件に該当しない

※更新手数料は無料です。

指定更新申請時に4項目の確認を行います。

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ② 業務内容（営業時間、対応可能な修繕及び工事の内容）
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

必要書類

- ◆様式1
（給水装置工事事業者指定申請書）
- ◆別表（機械器具調書）
- ◆様式2（誓約書）
- ◆様式3
（給水装置工事主任技術者選任届）
- ◆法人の定款及び登記事項証明書
（証明書は発行後3ヶ月以内、写し可）
- ◆選任する主任技術者の確認書類
（免状及び主任技術者証の写し）
- ◆4項目確認票